村民こぞって参加を

第六回　県民スポーツの日

六年目を迎えた県民スポーツの日。今年は六月十四日です。この日を中心に、県内各地で多彩なスポーツ行事が計画されています。

岩室村でも、誰もが気軽に参加ができ、一日楽しくスポーツに親しんでいただくために、公民館・体育協会一体となって、各種の行事を計画いたしました。

見るスポーツから、やるスポーツへの脱皮の機会です。スポーツに自信がないからとか、やったことがないからとか、そんな遠慮はまったくいりません。村民運動会のトレーニングのつもりで……

さあ、村民こぞって参加しましょう

六月はスポーツの月です。

春季魚釣大会

・期日　6月14日（日）
・場所　間瀬海岸一帯
・参加者一般愛好者
・内容
①受付　午前7時30分から、間瀬漁協前
②会費　一人五〇円
受付で納入する。
③審査および〆切
午後4時到着で〆切
遅刻した場合は審査の対象としない。
④表彰
・大物賞（四〇〇グラム以上）一般3位
地元1位まで
・重量賞一般7位
地元5位まで
それぞれ賞状と賞品を贈る。
・参加賞
参加者全員に贈る。
・無料バス
岩室駅前発
午前7時10分

地元参加者の審査は別に行なう。

サイクリング大会

・期日　6月14日（日）
・場所　分水～寺泊方面
・集合　岩室村役場前
午前8時
・参加資格　中学生以上

婦人バレーボール大会

・期日　6月28日（日）
・場所　岩室中学校
・集合　午前9時
・参加者　20才以上の婦人
・チーム編成
9人チームの組めない人たちは、その場でチームを編成します。
・その他
昼食持参
午後3時終了

村民野球大会

・期日　6月28日（日）
・場所　岩室中学校・和納小学校グラウンド
・近いうちに代表者会議を開いて詳細を決めます。

豊かな農業への道を求めて

農業青年講座を開設

農業と農村生活の問題について、真剣に話し合い、学習してみませんか。

現在の農業がおかれている立場を認識しながら、これからの農業の方向をさぐり、話し合いによって、なんらかの指針を見出そうとするものです。

青年には、青年だけがもつ魅力と特権があることを自覚し、それを各人独自の意義あるものに生かすために、農業青年の多数の参加を期待しています。

家族の方々からも、是非出席するよう、おすすめ下されば幸いです。

①**学習回数**　10回
②**時期**
昭和45年6月9日から8月11日まで
毎回、夜7時30分から9時30分まで
③**指導および助言者**
巻農業改良普及所
岩室村役場農政課
岩室村公民館
巻町樋口弘雄氏
巻町西村欣策氏
青年活動の先輩
農業経営の先輩

④**学習計画**

期日	学習項目
6/9	開講式 岩室村農業の実態と問題点
6/16	これからの農業経営
6/23	〃
6/30	制度資金の意義とその活用方法
7/7	農村青年の集団活動
7/14	農村青年の学習活動について 農業青少年に望む
7/20	土に生きる意義 （フィルムホーラム　映画「きみならどうする」「あととりを育てる」）
7/25	我が家の農業経営 （モデル農家より発表）
8/4	青年の恋愛と結婚 青年活動の歴史と展望
8/11	「青年活動のあり方」座談会 閉講式

歯の衛生週間

六月四日～六月十日

丈夫な歯は健康のもと、歯は生きています。一般の病気と同じように、早く見つけて早く治療して、いつも強くきれいな歯で、健康の増進につとめましょう。

◎歯が生えるまで

胎児に、歯の痕跡が最初にあらわれるのは、妊娠して六週間目で体長約一一ミリのころです。乳歯の芽になるものに母体から石灰塩類といわれる成分が送られて、歯が固まっていきます。（石灰化という）

乳歯が固まりはじめる時期は、前歯が胎生約四ヵ月犬歯と乳臼歯は五ヵ月ごろからです。その石灰化が終るのは、だいたい二才ごろになります。

永久歯は、第一大臼歯が出生の前後から、石灰化がはじまりますが、その他の歯は、生後二年から五年もかかります。

乳児の強い歯をつくるには、母体の健康、ことにバランスのとれた栄養をとることが、いかに大切かよくおわかりいただけると思います。強いつわりや、熱性疾患などにかかると、歯の質を悪くするおそれもあります。

（雑誌「保健」より）

◎歯が生えてから

このようにして、母体の中からつくられはじめた歯は、満二才頃になると、一応生えそろって乳歯となります。

ところが、三才頃になると、約九割の幼児がムシ歯にかかっている状態です。ムシ歯にかかっていると、次に生えかわる永久歯に悪い影響があります。

乳歯だからといって、安心しないで、歯が生えはじめたときからムシ歯に注意していきましょう。

①食事のあとは必ず、歯みがき又はうがいをさせましょう。
②偏食をさせないように、牛乳・果物などを充分与えましょう。
③定期的に検診を受けるようにし、痛くならないうちに治療しましょう。

子供を水の事故から守ろう!!

子供たちの大好きな水の季節です。とめてもとめても水に近ずく子供たち。我が子人の子のへだてなく家庭も社会もも学校も，力を合わせて水の事故をなくしょう。

心あたたまるドライインの話題

前略……

先日私たちは、花見の途中、岩室ドライインに立ち寄りました。

つれの者が急に具合が悪くなり、タクシーをとお願いしたところ、病人のただならぬ様子をごらんになって、連絡不便にもかかわらず、救急車の手配をして下さいました。

巻の病院で診てもらった上、新潟まで運んでいただきました。病人は脳卒中とのことで、意識を回復しないまま同夜永眠いたしました。

当時、私たちは取りみだしたまま、名前も告げずに失礼をしてしまいましたが誠に適切なご配慮をいただき、遺族一同感激しております。ありがとうございました。

お店のご繁栄をお祈りして、お礼の言葉といたします。みなさまによろしくお伝え下さい。

新潟市　富樫　宗弘

〈お詫び〉

前月号でお約束した、総合開発審議会の答申書の内容紹介は、紙面の都合で次号へおくらせていただきました。お詫びしてご了承をお願いします。

（編集室より）

納税は自治を育てる母の役

6月からはじまる　村県民税と保険税の納税

昭和四十五年度の村県民税と保険税納税が始まります。間もなく皆さんのお手元へ、納税通知書をお届けいたします。

五月の広報でお知らせのように、村県民税については、各種所得控除額の増額、年次計画による税率の引下げが実施されています。

保険税については、別項のように約三割の増税となります。

一年間の長丁場になりますが、一〇〇%期限内納入を目標に、特段のご理解とご協力をお願いします。

保険税は　三割増し

村では、住民の幸福は健康が第一として、健康管理に必要な、各種の健康診断や、予防接種、防疫など、あらゆる角度から、医師や保健指導員をはじめ、多くの方々のご協力を得ながら健康の条件づくりにつとめています。これは、病気の予防と、病気の早期発見早期治療がねらいであることはいうまでもありません。

しかし、病魔は依然として私たちの心身を犯して止まず、年々罹病率は増しており、止むを得ず保険税の三割増税を実施しなければならなかったのであります。

次にご紹介する医療費や保険税の実態により、ご理解をいただきご協力を下さるようお願いします。

納税相談　笑顔で納税を

六月の村税賦課後、例年のとおり納税相談を実施いたします。

村税の賦課について誤りがあると思われる方や、不審のある方は、納税相談をお気軽るにご利用いただいて、納得のいくまでご相談の上、明るいお気持ちで納税にご協力下さい。

なお、次の日程以外の日でも、税務課でご相談に応じています。

・6月24日――間瀬支所
・6月25日――岩室村役場
時間は午前9時～午後4時
岩室地区の方は、役場までご足労願います。

保険税および医療費の実態

昭和45年3月31日現在の国保加入状況

総世帯数	総人口	加入世帯数	被保険者数	世帯加入割合
2,017戸	9,250人	1,447戸	5,766人	71.74%

昭和44年度の医療費の状況

医療総額	個人負担額	村負担額	医療総額		個人負担額		村負担額	
			1世帯当り	1人当り	1世帯当り	1人当り	1世帯当り	1人当り
106,658千円	32,302千円	74,356千円	73,710円	18,497円	22,323円	5,601円	51,387円	12,896円

昭和44年度と昭和45年度の保険税の比較

44年度の保険税	45年度の保険税	44年度		45年度		前年対比
		1世帯当り	1人当り	1世帯当り	1人当り	
30,587千円	39,704千円	21,138円	5,305円	27,439円	6,866円	130%

身障者の生活安定をはかる

新潟県心身障害者扶養共済制度が発足

この制度は、心身障害者を扶養される保護者の方々が、相互扶助の精神で、保護者が死亡したり、廃疾となって、心身障害者の扶養ができなくなったとき、保護者に代って年金（月額二万円）を支給し、心身障害者の生活安定をはかると共に、その将来に対して、保護者が抱していられる、不安を少しでも軽減しようとするのが目的です。

次に、この制度のあらましをご紹介します。任意加入の制度ですが、希望される方は、加入申込みをされるようおすすめします。

旅行期日
昭和四十五年四月一日

加入資格
心身障害者（将来独立自活することが、困難であると認められるもの）及び、身体障害者（一級～三級までのもの）を扶養している保護者で、四月一日現在満四十五才の人（但し、昭和四十六年三月三十一日までは、六十五才未満まで認められます。）

給付
①年金、月額二万円。
加入者が死亡又は廃疾の状態になったとき支給されます。
②弔慰金、一時金二万円。
扶養している心身障害者が死亡したとき、加入している保護者に支給されます。

脱退（資格喪失）
①加入者が掛金を二ケ月間滞納したとき。
②加入者が脱退の申出をしたとき。
③加入者が扶養している心身障害者が死亡したとき
④加入者が県外へ転出したとき。

掛金
加入者の年令によって、次のように区分されています。
・三十五才未満のもの
月額　一、〇〇〇円
・四十五才未満のもの
月額　一、三〇〇円
・四十五才以上のもの
月額　一、五〇〇円

加入手続き
役場の社会福祉課で、加入申込を受けます。
くわしいことは、遠慮なくお問い合わせ下さい。

コロニー募金　二一五、八九七円

ありがとうございました

コロニーとは、知恵おくれや肢体不自由などの障害が重なっている人たちが、安定した生活のもとに、障害の程度に応じた生活指導や職業訓練をうけ、社会復帰ができるようにするための、総合的な機能を備えた施設です。

三島郡寺泊町地内白岩の里、七、五〇〇坪の敷地に総工費約十五億円、収容人員五、〇〇〇人の施設を、昭和四十五年度から五ヵ年計画で建設しようとするものです。

募金期間は昭和四十四年度から五年間となっておりますが、この度昭和四十四年度分が標記のようにまとまりましたので報告いたします。

各部落や職場、学校など多くの方々の善意のこもったお志です。どうもありがとうございました。昭和四十五年度も、引続いてよろしくお願いします。

ハンコだけでなく保険証もお忘れなく

出生・死亡・転入転出・社会保険への加入又は脱退など、国民健康保険の被保険者に、異動があった場合には、印鑑ばかりでなく、必ず保険証を持参して窓口へお出し下さい。